

訪問看護サービス重要事項説明書
(介護保険、医療保険共通)

社会福祉法人 興寿会
興寿苑 訪問看護ステーション

1. 訪問看護サービスを提供する事業者

事業者名称	社会福祉法人 興寿会
代表者氏名	理事長 坪内 正
所在地	横須賀市池上6丁目5番21号
連絡先	電話：046-852-1301 FAX：046-852-2004
事業内容	介護老人福祉施設事業・（介護予防）短期入所生活介護事業・（介護予防）居宅介護支援事業・（介護予防）通所介護事業・認知症対応型通所介護事業・（介護予防）訪問看護事業・（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業

2. 訪問看護サービスを担当する事業所

事業所名称	興寿苑 訪問看護ステーション
所在地	横須賀市池上6丁目5番21号
連絡先	電話：046-851-5551 FAX：046-851-5551
管理者	高橋 美佐緒
事業実施地域	横須賀市・葉山町・逗子市の一部
営業日・時間	営業日：月曜日から金曜日（祝日、12月29日から1月3日を除く） 営業時間：8時30分から17時30分 *上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能
事業所指定番号	14619905514
保険医療機関番号	
事業開始時期	介護保険（平成29年3月1日） 医療保険（平成29年3月1日）
サービス提供実施地域	横須賀市・葉山町・逗子市の一部
事業の目的・方針	<p>目的</p> <p>主治医が訪問看護の必要性を認めた要支援・要介護の状態にある高齢者、又は療養生活をしている全ての方に対し、主治医との連携の下に、適正な訪問看護を提供することを目的とします。</p> <p>次の三項に該当する場合は医療保険の適用となります。</p> <p>① 介護保険の対象でない利用者（介護保険非該当者）</p> <p>② 医療依存度が重度化し、介護保険適応外の利用者</p> <p>③ 厚生労働大臣が定めた疾患や病状の利用者</p> <p>方針</p> <p>訪問看護サービス（介護予防訪問看護、訪問看護、指定訪問看護）は、ご契約者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに、訪問看護計画に沿って行います。</p> <p>介護予防訪問看護においては、ご契約者の意欲が高まるように様々な工夫をして、自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。</p> <p>訪問看護サービスの実施は、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。</p>

3. 事業所の従業員について

職 種	員 数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	事業所の管理運営	常勤 1名
訪問看護職員	5名	訪問看護業務	常勤兼務 2名 常勤 2名 非常勤 1名
事務職員	1名	請求事務等	常勤兼務 1名

※指定訪問看護と介護予防訪問看護と訪問看護の人員及び設備は兼務兼用とします。

4. サービス内容について

ご契約者に対しては、主治医の指示を文書で受けたうえで、各保険区分と予め計画された内容に沿って、指定の時間帯にサービスを提供します。

① サービス区分

介護予防訪問看護	要支援 1、2
訪問看護	要介護 1、2、3、4、5
指定訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護者や要支援者以外の方 ・ 要介護者や要支援者であっても厚生労働大臣が定める疾病等の方 ・ 急性憎悪等により特別訪問看護指示書の交付を受けた方

② サービス内容

- ・ 療養生活や介護方法の相談・指導
- ・ 病状・障害の管理と看護
- ・ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ・ 食事および排泄等日常生活の世話
- ・ 床ずれの予防・処置
- ・ リハビリテーション
- ・ ターミナルケア
- ・ 認知症患者の看護
- ・ 精神障害者の看護
- ・ カテーテル等の管理
- ・ その他医師の指示による医療処置

6. 訪問看護サービスと関連ある診療報酬について

訪問看護サービスは、主治医の指示が必要で、主治医の指示書の交付を受けて訪問します。そのため、指示書を交付した医療機関に指示書料を支払うことになります。指示書の種類によって、金額は変わります。

- (1) 訪問看護指示料及び精神科訪問看護指示料：300点
- (2) 特別訪問看護指示料：100点
- (3) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料：60点

自己負担額は該当保険の負担割合分や受給資格者証に準じます。

7. 訪問看護職員の禁止行為

訪問看護職員は、サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) ご契約者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) ご契約者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) ご契約者の同居家族に対するサービス提供
- (4) ご契約者の居宅での飲酒、喫煙及び飲食
- (5) 身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為（ご契約者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）
- (6) ご契約者又はご家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

8. 利用料金のお支払方法

前記5の料金・費用は、月単位でまとめてご請求します。

原則として、翌月25日（ご利用の金融機関によって異なります）に指定の口座より引き落としさせていただきます。

9. 事業者の責務について

(1) 個別サービス計画について

ご契約者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成し、ご契約者に説明したうえでこれに従って、計画的にサービスを提供します。

※介護保険利用の場合のご契約者の「訪問看護計画」は「居宅サービス計画」と医師の「訪問看護指示書」に基づき、サービス目標、内容、実施期間を定め作成します。

また、ご契約者が「居宅サービス計画」の変更を希望される場合は、速やかに介護支援事業者等への連絡調整等の支援を行いません。

ご契約者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その計画が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行いません。

(2) 訪問看護の提供内容の記録について

ご契約者に提供したサービス提供の記録は、ご契約者の要支援・要介護認定等の満了日から5年間保管します。記録については、ご契約者とそのご家族に限り、閲覧及び写しの交付が可能です。

(3) 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護について

事業所がサービスを提供する際に、ご契約者やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供をするために、要支援・要介護認定の更新、変更、サービス担当者会議、医療、保健、福祉の各団体及び事業者との連絡調整、事業所内のカンファレンス、その他サービス提供で必要な場合等で、ご契約者もしくはご家族の情報を使用する必要があります。また医療保険利用の訪問看護を提供した場合（特別指示による医療保険利用を除く）は、保険者へ情報提供書にて報告を行います。この場合は、あらかじめご契約者とご家族に説明し同意を得たうえで使用します。同意を得た場合は、同意書に署名をいただきます。

(4) 賠償責任について

事業者の責任において、ご契約者の生命・身体・財産等を傷つけた場合は、事業者はご契約者にその損害を賠償します。

10. 守秘義務

事業者は、従業者を雇用するにあたり文書にて明示することにより正当な理由なく、その業務上知り得たご契約者又はご家族の秘密が漏れることがないように厳重に管理し、その業務を退いた後も同様とします。

11. 衛生管理等

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

12. 緊急時等における対応

訪問看護サービスの提供を行っているときにご契約者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

- 2 ご契約者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご契約者の家族、ご契約者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

13. 事故発生時の対応

事業所は、ご契約者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、ご契約者のご家族、介護支援専門員及び横須賀市等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

14. 虐待防止について

事業所は、ご契約者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (2) 成年後見制度に関する情報の提供を行います。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 苦情の受付について

(1) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けています。

苦情受付窓口（担当者）：職名 訪問看護職員

受付時間：毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

電話番号：046-851-5551

F A X：046-851-5551

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

横須賀市 福祉部 指導監査課	所在地 横須賀市小川町11番地 電話番号 046-822-8253 F A X 046-827-8845 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15
葉山町 保健福祉部 福祉課 介護高齢係	所在地 三浦郡葉山町堀内2135番地 電話番号 046-876-1111 F A X 046-876-1717 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15
逗子市 福祉部 高齢介護課	所在地 逗子市逗子5丁目2番16号 電話番号 046-873-1111 F A X 046-873-4520 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00
神奈川県 国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	所在地 横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045-329-3447 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15

16. 訪問看護職員研修について

訪問看護サービスの知識技術の向上を目指し、地域訪問看護協議会・看護協会・在宅医療医師による研修会・その他研修会に定期的に参加いたします。

令和元年10月1日改訂
令和2年10月1日一部改定

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行うとともに、個人情報の使用について最小限の範囲で使用するご説明を行いました。

興寿苑 訪問看護ステーション

説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項説明に同意するとともに、個人情報の使用についての説明を受け、必要最小限の範囲で使用するごことに同意します。

(ご利用者(ご契約者))

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(上記代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

(身元引受人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

個人情報使用説明

1 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成・私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第三者の個人情報の提供を必要とする場合、主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からの私のサービスに関する紹介への回答
- (3) サービスの提供の関すること以外で、以下の通り必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出・紹介・照会の回答、
会計・経理損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出等
 - * 学生等の実習・研修協力（事前に確認し、私の同意を得る）
 - * 学芸や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合、私の同意を得る）

2 個人情報の保護

収集した私の個人情報は、保存方法・保存期間及び破棄処分については、適用される法律のもとに処分する